

# 利 用 料 金

ケアハウス 清華苑シルバーライフ

- (1) 居住に要する費用（20年間分） ご契約後に必要となる費用です  
※退居時は、国県指定の算定方式で入居年数に応じて返還があります。

・支払方式

【一括方式】・・・①500万円

【分割方式】・・・②一時金250万円の場合、月々の利用料に12,200円加算

・・・③一時金100万円の場合、月々の利用料に19,600円加算

・・・④一時金なしの場合、月々の利用料に24,000円加算

※④の場合は、入居時に保証金15万円必要

- (2) 生活費 1ヶ月 46,940円（令和2年4月1日より適用）  
（11月～3月期の間、冬期加算として2,160円が別途加算されます）  
※生活費には食費日額930円が含まれています  
※食事を朝昼夕3食欠食された場合は、日額930円を減額します。

- (3) サービス提供に要する費用（事務費）（令和2年4月1日より適用）

ご本人様の収入の年額 （年金、恩給、給与、不動産所得等の年収） （前年1月1日～12月31日までの期間が適用）		サービス提供に要する費用（円）
1	1,500,000以下	10,100
2	1,500,001～1,600,000	13,100
3	1,600,001～1,700,000	16,200
4	1,700,001～1,800,000	19,300
5	1,800,001～1,900,000	22,300
6	1,900,001～2,000,000	25,400
7	2,000,001～2,100,000	30,500
8	2,100,001～2,200,000	35,600
9	2,200,001～2,300,000	40,600
10	2,300,001～2,400,000	45,800
11	2,400,001～2,500,000	50,900
12	2,500,001～2,600,000	58,000
13	2,600,001以上	60,100

- サービス提供に要する費用（事務費）は、ご本人様の収入から必要経費を控除した額で決定されます。

必要経費は、以下の（1）～（3）となります。

（1）租税（所得税、住民税など）

（2）社会保険料（介護保険料、国民健康保険料など）

（3）医療費（生命保険などの給付金などで補てんされる場合は、支払った医療費の総額から、給付金額を控除した額の全額が必要経費となります）

※サービス提供に要する費用の算定は、入居後と毎年行います。

- (4) 個人経費

電気、水道代金、電話代金、駐車料金等が別途必要になります。

- (5) 実費

任意負担分にかかる実費をご請求します。